

会議録

- 1 開催した会議の名称 令和4年度 第2回小城市下水道事業推進委員会（勉強会）
- 2 開催日時 令和4年8月26日（木） 10時00分から11時45分まで
- 3 開催場所 小城市役所 西館2階 大会議室
- 4 出席者 松尾委員長、常松委員、上野委員、井手委員、原田委員
木下委員、古川委員、平石委員、井澤委員
（委員9名）
大坪下水道課長、香田副課長、山田係長、野村主事、原主事
（事務局5名）
- 5 傍聴 なし
- 6 次第 (1) 開会
(2) 挨拶
(3) 配付資料の確認
(4) 委員出席数
(5) 審議会の公開・非公開
(6) 勉強会
第1号 現小城市下水道計画における将来の収支予測について
(7) 閉会

<開会>

○事務局（山田係長）

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日の司会進行を務めます、下水道課の山田でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、お配りしております次第にも記載しておりますが、次第6 現小城市下水道計画における将来予測については勉強会という形で進めさせていただきますので、本日結論を出すとかではございませんのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、小城市下水道事業推進委員会の勉強会を開催いたします。

本日の会議につきましては、現在の新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案いたしまして、会議時間を概ね1 時間から1 時間半程度を想定しております。大変、短い時間となりますが、ご理解の方よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

下水道課長大坪より、皆様へ挨拶申し上げます。

<挨拶>

略

<配布資料の確認>

略

<委員出席数>

○事務局（山田係長）

みなさま、資料がお揃いのようなので、続きまして次第の4 番、委員出席数についてですが、小城市下水道事業推進委員会条例第7 条第2 項に委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。となっております。

本日、委員11 名のうち、9 名にご出席いただいております、半数以上の出席となっておりますので、このまま会議を進めさせていただきます。

なお、井手委員から、時間により途中退席をするとの申し出があり、会議進行中に退席されますのでご了承いただきますようお願いいたします。

<審議会の公開・非公開>

○事務局（山田係長）

次第の5 番、委員会の公開・非公開については、小城市の審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、公開・非公開の決定は、審議会等の会長が当該会議に諮って行うものとなっておりますので、松尾委員長にお諮りいただきますようお願いいたします。

○松尾委員長

ただいま、事務局より、本日の委員会勉強会の公開・非公開について、決めてほしいとのことですので、委員の皆さんにお諮りします。

市の指針の中に、審議会等の会議は、小城市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報について審議を行う場合を除き、原則公開となっております。

小城市情報公開条例第7条各号では、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの、市が行う事務又は事業に関する情報で、公にすることで、当該事務又は事業の性質上、適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものなどとなっております。

本日の委員会勉強会につきましては、特に秘すべきことも無いとのことですので、公開ということで、進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○松尾委員長

はい、ありがとうございます。それでは今回の委員会勉強会は公開として、会議録等につきましても、市のホームページで公開をさせていただきます。

○事務局（山田係長）

ありがとうございました。

それでは、勉強会及びその結果等については公開するというので進めさせていただきます。

ただし、本日ご説明申し上げる現小城市下水道計画における将来の収支予測につきましては今後、パブリックコメント等を予定しておりますので、今回の勉強会にかかる公開時期については、事務局で調整を図りたいと思っております。

なお、本日の委員会勉強会への傍聴の申込みはあっておりません。

<勉強会>

○事務局（山田係長）

それではこれより、委員会勉強会に入りますが、審議につきましては、小城市下水道事業推進委員会条例第7条第1項に委員会の会議は、委員長が参集し、委員長は、その議長となる。とありますので、松尾委員長よろしく申し上げます。

○松尾委員長

それでは、早速ですが、資料第1号現小城市下水道計画における将来の収支予測について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（香田副課長）

皆さん、おはようございます。私は、小城市下水道課の香田と言います。

私からは、「現小城市下水道計画における将来の収支予測について」説明させていただきます。

それでは座って説明させていただきます。

説明の前に、第1回の委員会勉強会で質疑応答での回答の訂正がございます。

前回、A委員からの経営戦略で経営の改善が達成されなければ、国からの補助金は来ないとのことでしょうか。とのご質問に、達成しなければ交付金が打ち切られると回答しておりましたが誤っておりました。申し訳ありません。

再度確認したところ、現時点では目標達成できない場合でも交付金を打ち切ることはありません。

しかしながら、自治体ごとに設定した経費回収率向上などの業績目標を達成できない場合優先的に交付金を配分する、重点配分の対象外になります。つまり、補助金の配分率が下がることとなります。すいませんが、訂正をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

第2回目の勉強会の次第ですが、まず、次第1で前回説明しました、経営戦略の概要と目的について再度おさらいさせていただきます。

次に、次第2で、平成21年度に策定した現小城市下水道計画における収支予測を行うに当たって設定した基本条件について説明させていただきます、

次に、次第3で、将来の収入及び支出について、使用料や建設費用など主なものについて推計結果を説明いたします。

次に、次第4で、今後20年間の収支予測結果をご確認いただき、次第5で、そこから見える経営上の課題とその解消案についてご説明いたします。

最後に、次第5で、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

質問やご意見につきましては、説明後にお伺いいたしますのでよろしく申し上げます。

また、用語についての説明は資料1の後半に記載しておりますのでご参考にしてください。

3ページをご覧ください。

前回のおさらいですが、経営戦略とは、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画です。

公営企業の経営・財務等の状況について、近年の決算から、概ね10年間の施設の新設・更新費用、維持管理費等の投資と下水道使用料、国県補助金、企業債及び一般会計繰入金等の財源について収支予測を行います。

収支予測を行い、今後の下水道事業経営に係る課題を抽出し、その課題に対する解消案を検討することによって、将来においても事業を安定して継続させていくための運営方針を示すことが、この経営戦略の主たる目的です。

投資計画では、施設の新設・更新費用、維持管理費等の将来需要を見据えた適切な支出計画を策定し、財政計画では、下水道使用料、企業債、及び繰入金等の財源の適切な配分による持続可能な収入計画を策定することとされています。

計画を作成する中で、収支にギャップが生じた場合には経営の健全化・効率化の取組を検討し、均衡を図ることとされています。

次のページからは、収支予測を行うにあたっての基本条件の設定について説明いたします。

4ページをご覧ください。

今回の勉強会では、平成21年度に策定した現小城市下水道計画において、今後20年間の収支予測を行っております。

収支予測を行うためには、将来の収入や支出がどのように推移していくかを予測する必要があります。

収入面では、下水道使用料や、下水道施設の建設や更新の財源となる国県補助金、企業債借入額等の推移を予測し、支出面では、下水道及び市営浄化槽未整備地区への建設費用や、すでに建設した施設の更新費用、汚水処理を行うための施設の光熱水費、修繕費、汚泥引抜運搬手数料などの維持管理費が将来どのように推移するか予測します。

また、下水道施設の建設、更新することで発生する減価償却費や、企業債元利償還金についても同様に予測します。

その結果、今後20年間でどのくらい一般会計補助金（一般会計からの繰出金）の補填が必要になるのか予測します。

5ページをご覧ください。

まず最初に、収支予測を行う前に、収支予測の検討期間、将来の人口予測、管渠・終末処理場整備計画及び市営浄化槽設置計画、下水道施設建設費の財源の設定、企業債の設定、水洗化率の設定、有収水量予測等を行います。

収支予測の検討期間ですが、経営戦略で求められる計画期間は10年以上となっておりますが、長期的な視点で効率的、効果的なものとするため、その後の10年間についても検討を行い、令和2年の実績を含め、令和22年までの20年間とします。

また、今回推計した費用につきましては物価上昇を見込んだものとはなっておりませんが、

今後、物価の上昇等で現状と予測に乖離が生じていく可能性はあります。

そのために、国からは、経営戦略と下水道使用料については、5年に1度の頻度で見直し、使用料改定の必要性を検証することとされており、今回見直しを行った場合は、令和9年度に再度経営戦略の見直しと使用料改定の必要性の検証を行うこととなります。

今後毎年事の経営実績を反映させ、5年に1度の見直しを行うことで現状と予測の乖離を補正していく予定です。

次に、将来行政人口の予測を行います。

予測は、第2次小城市総合計画後期基本計画策定にあたって将来人口を推計された「小城市将来人口推計（令和3年6月）」を採用します。

その結果下記の表のとおり、小城市の行政人口は、令和2年度末では4万4千8百58人でしたが、令和22年度末では、3万9千6百人と推計され、約12%減少すると予測されます。

6ページをご覧ください。

次に下水道管渠及び終末処理場及び市営浄化槽の整備計画を設定します。

まず最初に、公共下水道において下水道管渠の未整備区域の整備計画を設定します。

農業集落排水事業につきましては、既に整備を完了しておりますので、農業集落排水事業を除いた、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について整備計画を設定します。

現在の小城市の公共下水道計画では960.0ヘクタールの面積を整備することとなっております。令和3年度末時点で598.6ヘクタールの面積が整備済となっております。残りの361.4ヘクタールについて、下水道管渠整備に投資する年間投資額が7億円で、過去の1ヘクタールあたりの過去の実績単価により、年度毎の整備面積を設定します。

次に、市営浄化槽設置計画を設定します。

令和22年度までの整備計画は年間70基を整備、令和22年度末での設置基数を1,330基と設定します。

7ページをご覧ください。

次に終末処理場の増設計画を設定します。

収支予測の検討期間である令和22年度までに増設が必要な終末処理場は三日月浄化センターのみとなっております。この三日月浄化センターについて、過去の実績により整備費用を設定します。今後の流入する汚水量にもよりますが、すでに完成している5・6池分

の建物に、令和 16 年度から 17 年度の 2 か年で 6 池分の機械・電気設備の増設を予定しています。引き続き令和 18 年から 19 年度に 7・8 池分の建物を建設し、令和 20 年度～21 年度で 7 池分の機械・設備を増設する予定としております。

次に、下水道施設の更新計画を設定します。

下水道施設の能力を確保するためには耐用年数を経過する前に更新が必要となります。

耐用年数により令和 22 年度までに更新が必要な下水道施設の更新計画については下表のとおりです。毎年どこかの終末処理場で更新工事が必要となっております。

8 ページをご覧ください。

次に、下水道施設建設費の財源の設定です。

下水道管の布設や終末処理場の建設・更新工事や市営浄化槽の設置工事には多額の費用を要します。

このため、その建設費用の大部分を国や県からの交付金や金融機関からの企業債借入でまかなっています。

その割合は、事業によって異なり、公共下水道事業の管渠布設工事及び施設の更新工事、集落排水事業の施設更新工事は国県費が 50%、企業債が 45%、受益者負担金などのその他財源が 5%、公共下水道事業の終末処理場の増設工事はそれぞれ 55%、40%、5%、市営浄化槽設置工事はそれぞれ 33%、57%、10%と設定します。

次に、企業債の借り入れ条件について設定します。

企業債の借入利率は右図の示すとおり、借入先である地方公共団体金融機構の近年の利率の変動を考慮して、1.0%とし、元利均等償還にて利息及び元金償還額を計算します。

償還年数につきましては、下水道管や処理場を建設・更新するために借入れた企業債については、償還年数を 5 年据置の 30 年償還、終末処理場の中に設置・更新する機械・電気設備については、償還年数を 5 年据置の 20 年償還、市営浄化槽については、償還年数を 5 年据置の 28 年償還とします。

9 ページをご覧ください。

次に水洗化率を設定します。

水洗化率とは、資料 1 の後半の用語の説明にも記載しておりますが、処理区域内人口、供用開始をしている人口に対して下水道に接続している人口、下水道を使用している人口の割合です。

下水道を整備し、そこから 20 年間でどのくらいのペースで接続されるのかの割合になっ

ております。

将来目標の水洗化率を設定することによって、将来の下水道使用料収入額を予測します。まず全国の水洗化率の平均は、右図で示しておりますように、決算統計に基づき分析された下水道経営ハンドブックでは一般的に供用開始後 20 年目での水洗化率は 84.4%、約 85.0%となっております。

小城市の実績で行きますと、小城市の下水道事業の中で、整備がほぼ概成している処理区として牛津処理区、旧牛津町区域と、織島処理区、砥川処理区があり、令和 3 年度末での水洗化率は右図のとおり、牛津処理区は、平成 23 年度には整備が概成し、10 年経過した令和 3 年度においては 78.9%、織島処理区では 83.1%、砥川処理区では 89.9%となっております、平均 84.0%となっております。

このことから、現在整備進行中である公共下水道事業の水洗化率の目標値は全国平均と同じ 85.0%とします。下記の表は整備が遅れている小城処理区の推計となり、令和 2 年度で 47.1%の水洗化率が令和 22 年度で 70. %になると推計されます。

10 ページをご覧ください。

次に、有収水量を設定します。

有収水量とは、下水道利用者が使用した水の総量のことを有収水量といい、下水道使用料収入の対象となる水量です。

年度ごとに、有収水量＝整備面積×水洗化率×人口密度×生活污水量原単位により推計し、令和 22 年度末では 2 年間で 2 百 57 万 8 千 8 百 77m³ と予測され、令和 2 年度末から約 51%の増加が予測されます。

11 ページをご覧ください。

ここまで、基本条件を設定してきましたので、ここからは、主な収入、費用について予測していきます。

まず最初に下水道施設の整備費用について推計します。

6 ページ、7 ページで設定した管渠・終末処理場整備計画及び市営浄化槽設置計画に基づき、令和 22 年度までの整備費用を推計します。

表の一番左の欄で上から、管渠整備費用、市営浄化槽整備費用、施設増設費用、施設更新費用となっております。

管渠の整備費用に毎年約 7 億円投資するほか、市営浄化槽の設置費用、三日月浄化センターの施設増設費用、処理場・ポンプ場に関わる施設更新費用が見込まれ、令和 4 年度から

令和 22 年度までに投資する整備費用は合計で 2 百 7 億 5 千 7 百万円になります。

12 ページをご覧ください。

次に、維持管理費について推計します。

維持管理費は、1 管渠費、2 ポンプ場費、3 処理場費、4 浄化槽費、5 業務費、6 総係費、7 資産減耗費、8 人件費とそれぞれの施設にかかる経費に区分し整理します。

汚泥引抜、水質試験等を佐賀市と共同で実施している集団整備事業については、処理場費に計上しております。

また、維持管理費は、薬品費や、動力費、汚泥引抜運搬処理手数料のように汚水処理水量に比例する変動費、使用料の賦課徴収業務委託のように調定件数に比例する需要家費、人件費や修繕費のような固定経費に該当するものを固定費に区分し整理します。

まず管渠費ですが、管渠費は下水道管路及びマンホールポンプにかかる維持管理費のことです。

マンホールポンプを稼働させる電気代である動力費や運転管理委託料については設置したマンホールポンプの数で費用が変動しますので変動費で設定しておりますが、詳細な設計をまだ行っておらず、これから設置するマンホールポンプの数が確定していないため、今回は固定経費として取り扱っております。

修繕費につきましては、令和 2 年度までの平均値を固定費として設定し、備消耗品費や通信運搬費などのその他費用につきましては、固定費と設定し、費用を推計しております。

13 ページをご覧ください。

次にポンプ場費です。ポンプ場費は仁俣中継ポンプに係る維持管理費のことです。

これも管渠費と同様に、ポンプ場を稼働させる動力費、運転管理委託料は汚水量の増加及び施設の増設に費用が比例しますので変動費と設定し、推測します。

ポンプ場の動力費においては、汚水量の増加に伴い、令和 22 年度では令和 2 年度の 5.68 倍になると推計されております。

修繕費、その他費用につきましては、管渠費と同様に固定費と設定し、推計しております。

次に処理場費です。処理場費は小城市にある 7 つ終末処理場の維持管理費となります。

処理場費は、汚水を処理するときに使用する消毒薬品や、汚泥を引き抜くときに使用する凝固剤などの薬品費、処理場を稼働させる動力費、運転管理委託料、汚泥引抜、運搬処理手数料につきましては、汚水の増加に比例し費用が変動しますので変動費と設定し、推測します。

令和2年度から令和22年度までの増加率は、薬品費が1.36倍、動力費が1.26倍、運転管理委託料が1.16倍、汚泥引抜、運搬処理手数料が1.65倍になると推計されております。14ページをご覧ください。

次に、市営浄化槽事業です。浄化槽費は、市営浄化槽及び東新町浄化施設の維持管理です。東新町浄化施設を稼働させる動力費は人口減少に伴う汚水量の減少により令和2年度から令和22年度までの増加率は0.75倍と推計されております。

運転管理委託料及び汚泥引抜・検査手数料につきましては、市営浄化槽の設置件数の増加に伴い3.98倍と推計されております。

次に、業務費、総係費、資産減耗費についての推計です。

業務費とは下水道使用料の徴収にかかる費用で、主に小城市水道、佐賀西部広域水道企業団に委託している賦課徴収委託料となります。

これは下水道使用料の調定（請求）件数の増加に比例し費用が変動するので需要家費と設定し、令和2年度から令和22年度までの増加率は1.7倍と推計されております。

次に総係費ですが、総係費とは人件費や貸倒引当金など事業活動の全般に関連する費用となっております。資料取りまとめの都合上、人件費を総係費とは別枠で記載しております。人件費や、貸倒引当金につきましては固定費と設定し、推計しております。

15のページをご覧ください。

次に減価償却費の推計です。

6ページ、7ページで設定した管渠・終末処理場整備計画及び市営浄化槽設置計画の年度計画に応じた、管路施設の整備や施設更新により、減価償却費は増加し、令和22年度末では11億7千5百27万5千円と予測され、令和2年度末から約20%の増加が予測されます。

次に下水道使用料の推計です。

使用料の単価は令和2年度実績の1m³当たり144.1円と設定し、年度毎の有収水量に乗じて、年間毎の下水道使用料収入を推計します。

令和22年度末では3億7千59万5千円と予測され、令和2年度末から約51%の増加が予測されます。

16ページをご覧ください。

次に下水道施設の建設・更新費用をまかなう国県補助金、交付金、企業債借入額の推計です。

先ほども申し上げましたが、下水道管の布設や終末処理場の建設・更新工事や市営浄化槽の設置工事には多額の費用を要します。

このため、その建設費用の大部分を国や県からの補助金、交付金や金融機関からの企業債借入でまかっています。

6 ページ、7 ページで設定した管渠・終末処理場整備計画及び市営浄化槽設置計画の年度計画に応じて国、県からの補助金（交付金）額を推計します。

令和2年から令和22年の期間で平均すると毎年6億円程度の国庫補助金等の建設財源が見込まれる補助事業が続きます。

次に、企業債借入額の推計です。

これも国県補助金、交付金と同様に、管渠・終末処理場整備計画及び市営浄化槽設置計画の年度計画に応じて借入額を推計します。

令和2年から令和22年の期間で平均すると毎年5億円程度の借入が続きます。

17 ページをご覧ください。

次は、企業債償還額の推計です。

先ほど説明しました借り入れた企業債は毎年償還していく必要があります。

その元金償還金及び利息は、下記の表のとおり推移します。

元金償還金のピークは令和11年度に8億6千4百21万7千円となっています。

企業債の利息は、企業債借入残高の減少や近年の低水準の利率により減少します。

次に本日お渡ししました資料1修正分の18のページをご覧ください。

これで収支予測の主なものについてその設定や推計を説明してまいりました。

それを取りまとめたものが資料2修正分の現小城市下水道事業投資・財政計画案となっております。

上段の表が収益的収支の推移予測、中段が資本的収支の推移予測、下段が他会計繰入金の推移予測となっています。

ここから今後必要となる一般会計補助金の推計は下記の表のとおりとなっており、その推移は元金償還金の推移と同様令和11年度がピークとなっております。

ここから一般会計補助金は元金償還金と連動しており、その占める割合は75%以上となっていることが分かります。

19 ページをご覧ください。

先ほどの収支予測から抽出した小城市下水道事業の抱える課題は、今までの施設整備に投

資した整備費用と今後投資していく整備費用により、多額の元金償還金が発生、それを賄うために一般会計から多額の補助金を必要としています。

また、一般会計補助金の財源はその大半を税金で賄われており、このままでは、小城市下水道事業の経営はもとより、小城市の財政も圧迫させていることが分かります。

この状況が続けば、将来的には、道路や橋梁、教育施設などのインフラの補修や更新ができなくなったり、子育て支援、高齢者福祉などの福祉サービスの低下を招く可能性があります。

また、下水道施設もほかのインフラと同様に、整備すれば必ず更新しなければならず、それは永久に行っていかなければなりません。

施設が増えれば、更新費用も増え、その財源となる企業債借入も増加していくことになり、後世に負担を強いることとなります。

解消案としては、下水道計画エリアの見直しを行い、公共下水道事業と市営浄化槽事業を上手く組み合わせた効率的、かつ経済的な汚水処理計画による投資を行っていく必要があります。

また、今年度から取り組んでいるストックマネジメント計画を今後反映させることで効率的な更新を行う必要があります。

現在小城市下水道課では、下水道計画区域の見直しの検討を行っております。このため、第3回の委員会では、下水道計画エリアの見直し案を反映させた収支予測を行い、この課題の解消を検討した結果を委員の皆様にお示し出来たらと考えております。

20 ページをご覧ください。

最後に今後のスケジュールについてご説明いたします。

9月から10月中に第3回を開催し、課題解消の対策を講じた、経営状況のシミュレーションである最終案をご提示出来たらと考えております。

次に、10月に議会勉強会に最終案を提示し、使用料改定の必要がある場合は、11月にパブリックコメント、12月に使用料改定条例の上程、来年令和5年1月から3月までを条例の周知期間とし、令和5年4月1日あるいは5月1日に条例の施行をできればと考えております。

また、スケジュールはあくまでも予定でありますので作業の進捗によっては、変わる可能性があることをご了承いただきますようお願いいたします。

私からの説明は以上になります。

委員の皆様には、今後もご苦勞をおかけすることになりますが、よろしくお願ひします。
ご静聴ありがとうございます。

○松尾委員長

ただいま、事務局から現小城市下水道計画における将来の収支予測について説明がありました。

これに対しご意見や質疑等ありませんか。

○松尾委員長

私からよろしいでしょうか。資料1の9ページの令和3年度実績の水洗化率の表ですが、牛津と砥川で10%ほどの差が出ていますが、これは地域特性とかあるのですか。

○事務局（大坪課長）

砥川処理区は平成13年末に完成しており、20年以上経過しています。一方牛津処理区は平成14年度末に一部供用開始し、順次供用開始をしてきているところでそこで差が出てきております。

○松尾委員長

ということは、牛津、砥川地区では供用開始後に順調に接続率が上がってきていることから、全国平均と同じ率で推移するだろうということよろしいでしょうか。

○事務局（大坪課長）

そうです。

○B委員

一般会計からの支出が4億とか5億とか相当あるみたいですが。

○事務局（香田副課長）

令和2年度実績で行くと9億8千5千13万円となっております。

○B委員

このうち国からの補助金はどのくらいですか。

○事務局（香田副課長）

この中には国の補助金は入っておりません。施設の建設費や更新費には国からの補助金が50%とか55%とかついてきます。

○B委員

いまのところどのくらい料金改定をしようと考えていますか。

○事務局（香田副課長）

令和2年度の実績で行きますと、入ってきた総使用料と営業費用から減価償却費を引いた維持管理費を賄うためには、1.225倍くらいを設定しないと収支均等が保てないところになっています。今現在20m³あたりの使用料が税込み3,020円ですので、3,700円ぐらいにしないと追いつかない状況です。

○B委員

下水道使用料は今まで上げたことはありますか。

○事務局（大坪課長）

合併後20年間一度も上げたことないです。その間資材単価、人件費や電気代も上がってきています。昨今のウクライナ情勢とか考えると今後も上がっていくのではないかと考えており、この上げ幅はさらに上昇するのではと考えております。これをいかに抑えるかを現在検討しています。

○C委員

課題の解消ということで公共下水道事業と市営浄化槽を使い分けて進めていくとのことですが、どこを下水道で整備するのか、どこを市営浄化槽で整備するのか教えてください。私の地区は未整備地区なのですが、できれば下水道で整備してほしいと考えています。浄化槽では個人的に負担がかかってくるのではと思います。

○事務局（香田副課長）

市営浄化槽という事業は市の方で合併浄化槽を設置し、以降市の方で、点検や清掃などの維持管理を行っていきます。その代わり使用した水道の量に応じて使用料をいただくという事業になっております。

○C委員

市で設置されるのですか。

○事務局（香田副課長）

宅内の配管については自己負担になりますが、浄化槽自体は市で設置します。

○C委員

今後、市の方は市営浄化槽を推進していくことになるのですか。

○事務局（大坪課長）

今の計画は平成21年に作成し、できるだけ下水道で汚水処理を行うよう計画しており、それ以外の所を市営浄化槽で汚水処理を行おうとしておりました。今度の下水道計画区域見直しで9月の末に公聴会、説明会を予定しております。広報さくらにもその旨記載して

おります。

今の計画のとおり下水道で整備していくと借金がどんどん増えていきます。この借金をどれだけ抑えることができるかということで、ある程度のところまで下水道で整備した方が有効という結果が出てきています。

○C委員

下水道は集落が密集しているところは整備してくれると思っていたのですが。

○事務局（大坪課長）

おっしゃるとおり、小城の街中は人口が密集しておりますので下水道で整備した方が有利と考え整備をしております。今回の下水道計画区域の見直しに際し、アンケートを行わせてもらっています。その中で実際に下水道が来た場合に接続するかどうかを調査しております。回収率は54%ほどあり、その回答の結果は下水道に接続する人、しない人が半々でした。そこで家屋が密集している地域でも、接続意思があるかどうかを図面に落とし込んでおります。人口が密集していても接続意思が少なければ下水道で整備することが不利と判断されています。ですので皆さんの意思の確認と、密集率を見ながら経済比較を行い区域を改めて設定しております。今回下水道計画区域から変わられる場所もありますが、そこは市が市営浄化槽を設置して汚水処理を行うこととしており、この2つを組み合わせたいと考えています。

○C委員

別の話ですが、現在個人で浄化槽を設置されている方は、小城市の維持管理業者と契約して点検や清掃を行ってもらっている。それとは別に県からも点検に来られるが、点検が重複しているのではないかという意見が私の周りでありました。

○事務局（香田副課長）

県が点検に来るのは法律で決まっている点検になっています。

○C委員

中には点検を行っていない人もいますので不公平だと感じるのですが。

○事務局（香田副課長）

それが国の方でも問題になっておまして、それをできるだけ市営浄化槽で整備することできちんと管理していきなさいという国の方針になってきています。

○C委員

市営浄化槽になったら県は点検に来なくなるのですか。

○事務局（香田副課長）

県から点検に来られますが、その費用は市で負担していくことになります。

その代わりに使用料をお支払いいただくことで、市の方で点検や清掃していくことになります。

○C委員

現在個人で設置してある人はどうなりますか。

○事務局（香田副課長）

市営浄化槽の帰属という制度があります。一定の要件がありますが、要件を満たし、市の方に寄付することで、今後の点検費用や、清掃、汚泥引抜等の維持管理を市の方で行います。

○C委員

その際は市の方に申請が必要となるのですか。

○事務局（香田副課長）

申請が必要です。

○C委員

そのあたりが皆さんご承知でないので、広報やチラシなどでお知らせしてほしいです。

○事務局（大坪課長）

ただ、市営浄化槽と個人管理の浄化槽のどちらが安いのかは一概に言えません。使用料は使用した水道の量でまわってきますので各ご家庭で状況は違ってきます。ただ平均的なご家庭で行くと若干市営浄化槽が安いです。

○C委員

私の周囲の人からは、きちんと業者に頼んで点検しているのにさらに県からも点検費用を取られるのはおかしいからそのような制度を廃止してもらいたいようにこの場で行ってほしいとのことでした。

○A委員

下水道事業は下水道整備を行うことによって生活空間を良好な状態に保ち、伝染病を防ぐとか効果、目的があると思います。しなしながらそれを行うには一般会計からずっと繰り入れることになり、今後の行政サービスが厳しくなるとのことでしたので、使用料を上げないといけないとのことだと思います。ただ使用料をずっと上げ続けることは出来ないと思いますので、一般会計からどのくらいまで繰り入れてもらえるとか線引きはありますか。

○事務局（大坪課長）

一般会計補助金については財政課と協議を行っております。ただ、財政課からは厳しいという話をされておまして、小城市の全事業の中で下水道事業は他の道路事業とか福祉事業より飛びぬけて費用が掛かっております。これを削減していかないと小城市の財政的に厳しいとのことでこれ以上は捻出できないと言われております。

○A委員

使用料を上げることも、一般会計補助金をもらい続けるのも市民にとっては致し返しですね。しかし、一般会計補助金をもらわずに使用料で賄っていけるようにしなければならないのかもしれませんが、使用料で黒字にするのは厳しいですよ。

○事務局（香田副課長）

現実、使用料だけで黒字にするのは難しいですので、できるだけ一般会計補助金を抑えることができるかということになると思います。

○A委員

処理場ででた処理水は何か再利用されていますか。

○事務局（大坪課長）

小城市では特に行っていません。水源が限られている地域では再利用されていると聞いています。

○D委員

汚泥は再利用していますか。

○事務局（大坪課長）

汚泥については、小城市独自ではやっていませんが、搬出する処分先の業者の方で堆肥化されています。

○D委員

小城市で堆肥化する予定はありますか。

○事務局（大坪課長）

堆肥化をするには佐賀市並みの汚泥量を必要とするので、小城市の汚泥量では投資費用に対して収益が少なくなってしまうと思います。

○A委員

常松委員からも話がありましたが、市営浄化槽事業のことを市民の方がまだ理解されていないと思います。

○D委員

今年度の4月に市民便利帳というものが配布されています。その中に下水道や市営浄化槽について記載されています。市営浄化槽事業について内容を読み上げますと、新規設置の場合は市が設置し、維持管理していく事業。帰属の場合は既存の浄化槽を市に無償で寄付して、市が維持管理していく事業となっています。帰属しなければ個人設置した浄化槽を現状のまま個人で管理していくことになります。

下水道事業の場合は供用開始されたら3年以内に接続するようになっていますが、現状、新築で家を建てられた方の場合、浄化槽を付けて年月があまりたっていないため下水道への接続の必要性は感じられていません。

また、設置した浄化槽を掘って撤去するとなると家が傾いてしまうので、ほとんどが撤去せず、浄化槽の中に砂などを入れて埋め殺しをされています。

市営浄化槽を設置する場合は18万の受益者負担金が発生し、上水道料金と合わせて下水道使用料も発生します。水道料金は小城市水道と佐賀西部広域水道で料金の格差があって、小城市水道の倍くらい払っています。下水道使用料はこの水を使って処理していくわけですから、小城市水道は安いから垂れ流しをされ、佐賀西部広域は費用かけてポンプでくみ上げ、戊や久米まで持ってきています。また、以前小城町に缶ジュースの工場が撤退した時16万トンくらいの水が余っていることがあり、その余った水はどうしているかというそのまま祇園川に垂れ流しています。そういうもったいないことをしなくても下流へ持ってくればよかったと思います。水道工事は下水道工事よりも浅くて済みますし、下流へ流すことになるので、現状でも勾配がついているおり自然流下で行けます。一方下水道工事は100mあたり1億4千万円くらいかかると試算が出ていました。

○事務局（大坪課長）

おそらくそこは深い場所で特殊なところの推進工法での費用ではないかと思います。

○D委員

3、4mくらい掘らなければならないと思います。推進の機械が難なく施工できる場所であれば費用は掛からないと思いますが、固い地盤で張れば莫大な費用が掛かると思いますので何か方策を考えていってほしいです。

○事務局（大坪課長）

委員さんがよくお調べいただいているとおり、特に小城、三日月の市の北部においては土質がかなり施工しづらい土質になっております。芦刈とか牛津で施工していた時とは全然

違う状況です。推進機といって立坑を掘って機械を押し出して管を設置する工法ですけれども、その費用が平成 21 年度から 3 倍くらいになっています。ひどいところは 1 m あたり 100 万円くらいの費用がかかっています。その費用が掛かっているところを今後整備していかなければならないので、今回どれだけの整備していかなければならないかをシミュレーションしておりまして、それだけの費用はかけられないと判断して、ある一定の所で区域の見直しをし、下水道整備区域から市営浄化槽で整備していく区域へ切り替えていく形で見直しを考えております。

○A 委員

下水道区域の見直しというのは、下水道整備区域を狭めて、市営浄化槽区域を広げるということに理解していいですか。

○事務局（大坪課長）

その通りです。いずれにしても小城市全体を公共下水道、市営浄化槽のどちらかで水洗化を図っていくこととなります。

○A 委員

使用料の改定はやむを得ないということはわかりましたが、市民にはシミュレーション結果などでどうしても改定が必要である理由を説明し、納得いただけるように整理をお願いします。

○事務局（大坪課長）

まず努力するところは、区域の見直しを行い、費用を圧縮したいと考えております。また、今後更新費がかかってきますので、今までのように場当たりの修繕ではなく、きちんと計画を立てて、機能を延命できるところはできるだけ延命させていって、いかに更新をうまくやっていくか検討していきたいと考えております。

○A 委員

確かに、最近物価上昇を考えると整備が遅くなればなるほど費用が高くなりますからね。分かりました。

○松尾委員長

他にご意見等はありませんか。

その他質疑等ないようですので、事務局へ進行をお返しします。

○事務局（山田係長）

松尾委員長、ありがとうございました。

委員の皆様、多くのご意見をいただき、ありがとうございました。今回の皆様からのご意見等も参考とし、小城市下水道事業経営戦略の見直し及び使用料改定の検討作業を進めて参りたいと思います。

それでは、今後の予定ですが、先ほど説明いたしましたとおり、9～10 月中に第3回委員会にて最終稿を提示いたします。

その後、使用料改定が必要な場合は、11 月頃にパブリックコメントを実施し、内容や表現などについてのご意見をふまえて修正した後に、12 月に小城市経営戦略のHP公開及び使用料改定条例を議会に上程し、3 か月間の周知期間を経て、令和5年4月1日または5月1日に使用料改定条例施行を考えております。

それでは、本日は長時間にわたりありがとうございました。

これをもちまして、第2回小城市下水道事業推進委員会勉強会を終わらせていただきます。大変、お疲れさまでした。

<閉会>